

憲法改正で私たちのいのちと暮らしを守りましょう！



日本の憲法は非常時を想定していません。

東日本大震災では、憲法の「財産権」との兼ね合いにより、自衛官はガレキの奥の生存者を発見しても私有車を勝手に撤去することが出来ず、すぐに生存者を救出できませんでした。

つまり、今の憲法は「平時」しか想定していないため「非常時」になるとその存在が大きな壁となるのです。今や世界のほとんどの国に「非常時のルール」があります。先進国の中で憲法に「緊急事態条項」がないのは日本だけです。

また、今後は大規模災害やテロ、またエボラ出血熱など、様々な危機が予想されます。非常時を想定していない今の憲法では私たちの命は守れません。

憲法に「緊急事態条項(非常時のルール)」が設けられれば非常時においてもスムーズに対処できます。

今の憲法は「家族崩壊の要素を含んでいる」と言われています。

憲法24条には「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し」と書かれていますが、「合意のみ」という部分について、ある憲法学者は、憲法24条は「近代家族を崩壊させる要素を含んでいる」と述べています。

世界の国々の憲法には家族にまつわる条文が当たり前のようにありますが(近年の100カ国中では85カ国)、日本の憲法には「家族を保護する条文」が一つもありません。「無縁社会」と呼ばれる現代、行き過ぎた「個人主義」を見直し、「家族」も大切にすることを憲法にしなければならないのではないのでしょうか？

美しい自然を守るため憲法に「環境権」を明記しましょう。

中国の大気汚染の原因物質であるPM2.5が飛来し、日本の空気を汚染しています。憲法に「環境権」が明記されれば環境行政が進み、しっかりとした環境保全対策ができます。



東日本大震災での津波被害の様子

